



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 6節 | 1 近代化と啓蒙思想

→教科書 p.187

天賦人權論

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安楽に此世を渡らしめ給うの趣意なり。されども今広く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、其有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明なり。実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は学ぶと学ばざるとに由て出来るものなり。(福沢諭吉『学問のすゝめ』より)

天賦人權論をとった福沢は、人間に生まれつきの上下貴賤の差はないとのべる。しかし現実社会ではその差があるのは学問の有無のためであり、まずは西洋由来の実学を学ぶことが重要であると説く。

一身独立して一国独立す

国と国とは同等なれども、国中の人民に独立の気力なきときは一国独立の権義を伸ること能わず。……独立とは自分にて自分の身を支配し他に依りすぎる心なきを云ふ。自から物事の理非を弁別して処置を誤ることなき者は、他人の智恵に依らざる独立なり。自から心身を勞して私立の活計を為す者は、他人の財に依らざる独立なり。……今の世に生れ苟も愛国の意あらん者は、官私を問はず先ず自己の独立を謀り、余力あらば他人の独立を助け成すべし。(福沢諭吉『学問のすゝめ』より)

人間のあいだに生まれつきの上下貴賤の差はないと説く福沢は、国家間にも上下貴賤の差はないという。しかし当時、現実には植民地主義がはびこっており、日本が植民地化されないためには国権を強化することが必須であった。そのためには人民が「自から物事の理非を弁別」できるだけの知恵を身につけることが必要であり、それはつまり民権の強化でもあると、福沢は考えた。

[次ページへつづく]



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 6節 2 キリスト教の受容

→教科書 p.190

道徳としての武士道

武士道は、そのシンボルである桜の花と同じく、日本固有の花である。それは、古代の徳がひからびた標本として、わが国の歴史の標本帳に保存されているということではない。それはいまなお、日本人にとっていきいきとした力と美の対象としてありつづけているのである。武士道は手に触れるような具体的な形をとらないが、それにもかかわらず道徳的雰囲気^{かお}を香らせており、いまなおわれわれは武士道に両極に支配されているのだという自覚をもたせるのである。武士道を生み育てた社会は、すでに遠く以前に消え失^うせた。しかし、いまはすでに消滅^{しょうめつ}した遠くにあった星が、いまなおわれわれに光を届けつづけているように、母である封建制度^{ほうけん}が死んだあとも、その子である武士道の光は生き残り、いまなお道徳の道を照らしているのである。 (新渡戸稲造『武士道』より)

新渡戸は著書『武士道』において、日本人の精神的支柱である武士道が、キリスト教の発想と根底で通じるものであることをのべ、西洋社会に日本文化を紹介しようとした。ただしそれは、西洋的視点から美化され、明治時代後期になってから新たにつくりあげられた武士道観であるともいわれる。



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 6節 | 3 社会思想の展開

→教科書 p.192

教育勅語（教育に関する勅語）

朕^{ちんおも}惟^わフニ我^こカ皇^{こう}祖^そ皇^{こう}宗^{そう}国^{こくに}ヲ肇^{はじ}ムルコト宏^{こう}遠^{えん}ニ德^たヲ樹^たツルコト深厚^{こうん}ナリ我^わカ臣^{しん}民^{みん}克^{よく}ク忠^{ちゅう}ニ克^{よく}ク孝^{こう}ニ億^{いっ}兆^{せう}心^{しん}ヲ一^{いつ}ニシテ世^よ々^よ厥^そノ美^なヲ濟^なセルハ此^こレ我^わカ国^{こく}体^{たい}ノ精^{せい}華^わニシテ教育^{きょういく}ノ淵^{えん}源^{げん}亦^{また}実^{じつ}ニ此^こニ存^{ぞん}ス爾^{なんじ}臣^{しん}民^{みん}父^ふ母^ぼニ孝^{こう}ニ兄^{あに}弟^{てい}ニ友^{ゆう}ニ夫^{ふう}婦^ふ相^{あい}和^わシ朋友^{ほうゆう}相^{あい}信^{しん}シ恭^{きやう}儉^{けん}己^{おの}レヲ持^もシ博^{はく}愛^{あい}衆^{しゅう}ニ及^{およ}ホシ学^{がく}ヲ修^{しゆ}メ業^{ごう}ヲ習^{しゆ}ヒ以^もテ智^ち能^{のう}ヲ啓^{けい}発^{はつ}シ徳^{とく}器^きヲ成^{じやう}就^{じゆ}シ進^{しん}テ公^{こう}益^{いやく}ヲ広^{ひろ}メ世^{せい}務^むヲ開^{かい}キ常^{じょう}ニ国^{こく}憲^{けん}ヲ重^{じゆう}シ国^{こく}法^{ぽう}ニ遵^{そん}ヒ一^{いつ}旦^{たん}緩^{かん}急^{きやく}アレハ義^ぎ勇^{ゆう}公^{こう}ニ奉^{ほう}シ以^もテ天^{てん}壤^{じやう}無^む窮^{きゆう}ノ皇^{こう}運^{うん}ヲ扶^ふ翼^{よく}スヘシ是^こノ如^{ごと}キハ独^{どく}リ朕^{ちん}カ忠^{ちゅう}良^{りやう}ノ臣^{しん}民^{みん}タルノミナラス又^{また}以^もテ爾^{なん}祖^そ先^{せん}遺^い風^{ふう}ヲ顕^{けん}彰^{しやう}スルニ足^{たり}ラン

斯^こノ道^{みち}ハ実^{じつ}ニ我^わカ皇^{こう}祖^そ皇^{こう}宗^{そう}ノ遺^い訓^{くん}ニシテ子^こ孫^{そん}臣^{しん}民^{みん}ノ俱^{とも}ニ遵^{じゆん}守^{しゆ}スヘキ所^{ところ}之^{これ}ヲ古^こ今^{こん}ニ通^{つう}シテ謬^{まう}ラス之^こヲ中^{ちゆう}外^{がい}ニ施^せシテ悖^{はい}ラス朕^{ちん}爾^{なん}臣^{しん}民^{みん}ト俱^{とも}ニ拳^{けん}々^{けん}服^{ふく}膺^{よう}シテ咸^{みな}其^{その}徳^{とく}ヲ一^{いつ}ニセンコトヲ庶^{しよ}幾^{げい}フ

明治天皇により1890年に発布された教育勅語は、儒教的忠・孝にもとづき天皇への忠誠を求め、大日本帝国憲法とともに、太平洋戦争後の1948年の失効まで、「臣民のあるべき姿」を人々に示すものであった。

[次ページへつづく]



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 6節 | 4 近代的な自己の追求

→教科書 p.194

自己本位

私は此^{この}自己本位といふ言葉を自分の手に握^{にぎ}つてから大変強くなりました。彼等何者ぞやと^{きがい}感慨が^{いままでほうぜん}出ました。今迄茫然と自失して^こゐた私に、此所に立つて、この道から斯う行かなければならないと指図^{さしず}をして呉れたものは実に此自己本位の四字なのであります。

自白すれば私は其^{その}四字から新たに^{しりうま}出立したのであります。さうして今の様にたゞ人の尻馬にばかり乗つて空騒ぎ^{から}をしてゐるやうでは甚だ心元ない事だから、さう西洋人振らないでも好いといふ動かすべからざる理由を立派に彼等の前に投げ出して見たら、自分も嘸愉快だらう、人も嘸喜ぶだらうと思つて、著書其他の手段によつて、それを成就^{さぞゆかい}するのを私の生涯^{じょうじゆ}の事業としやうと考へたのです。(夏目漱石『私の個人主義』より)

「この世に生れた以上何かしなければならん、といつて何をして好いか少しも見当がつかない」という不安を胸にロンドンに留学した漱石は、西洋人のまねばかりをしているのではなく、「自己の立脚地」を「新らしく建設する」ことが必要であると気づき、「自己本位」を唱えるようになった。しかし、エゴイズムとの葛藤で苦悩した漱石は、晩年には「則天去私」の考えにいたつたといわれる。

内発的開化

西洋の開化(即ち一般の開化)は内発的であつて、日本の現代の開化は外発的である、こゝに内発的と云ふのは内から自然に出て発展すると云ふ意味で、丁度花が開くやうにおのづから蕾が破れて花卉が外に向ふのを云ひ、又外発的とは外からおつかぶさつた他の力で已むを得ず一種の形式を取るのを指した積^{つみ}なのです、モウ一口説明しますと、西洋の開化は行雲流水の如く自然に働いてゐるが、御維新後外国と交渉を付けた以後の日本の開化は大分勝手が違ひます、……

我々の遣つてゐる事は内発的でない、外発的である、是^{これ}を一言にして云へば現代日本の開化は皮相上滑りの開化であると云ふ事に帰着するのであります、……事実已むを得ない、涙を呑んで上滑りに滑つて行かなければならないと云ふのです。

(夏目漱石『現代日本の開化』より)

漱石は日本の開化のあり方を「外発的」で「皮相上滑りの開化」と見ているが、それは当時の情勢からしていたし方ないことであるともいう。

[次ページへつづく]



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 6節 | 5 近代日本の創造的な思想

→教科書 p.198

絶対矛盾的自己同一

現実の世界とは物と物との相働^{あい}く世界でなければならない。現実の形は物と物との相互^{そうご}関係と考えられる、相働^{あい}くことによって出来た結果と考えられる。しかし物が働くとすることは、物が自己自身を否定することでなければならない、物というものがなくなって行くことでなければならない。物と物とが相働^{あい}くことによって一つの世界を形成するということは、逆に物が一つの世界の部分と考えられることでなければならない。例えば、物が空間において相働^{あい}くということは、物が空間的^あということではなければならない。その極、物理的^ぶ空間^{くわん}という如^{ごと}きものを考えれば、物力は空間的なるものの変化とも考えられる。しかし物が何処^{どこ}までも全体的^{ぜんてい}一の部分として考えられるということは、働^あく物というものがなくなることであり、世界が静止^{じゅうじ}的となることであり、現実というものがなくなることである。現実の世界は何処^{どこ}までも多^たの一^{いつ}でなければならない、個物^{こぶつ}と個物との相互限定の世界でなければならない。故に私は現実の世界は絶対^{ぜい}矛盾^{むじゆん}的^{てき}自己^{じご}同一^{どういつ}というのである。(西田幾多郎「絶対矛盾的自己同一」より)

全体的^{ぜんてい}一の世界の自己否定によって個物的^{こぶつてき}多^たがあらわれ、個物的^{こぶつてき}多^たの自己否定によって絶対^{ぜい}的^{てき}一の世界があらわれる。個(「多」)と世界(「一」)とがたがいに矛盾しながらも同一のものとして働^あくことが、西田のいう「絶対矛盾的自己同一」である。

まれびと信仰

私は^{この}此章で、まれびとは古くは、神を^さ斥^さす語であつて、^{きた}とこよから時を定めて来り訪^{とぶら}ふことがあると思はれて居たことを説かうとするのである。幸にして、此神を迎へる儀礼が、民間伝承となつて、賓客^{ひんきゃく}をあしらふ方式^{はうしき}を胎^{はら}んで来た次第^{しだい}まで説き及^{およ}ぼすことが出来れば、望外^{ぼうがい}の欣^{よろこ}びである。

てつとりばやく、私の考へるまれびとの原の姿を言へば、神であつた。第一義^おに於ては古代の村々に、海のあなたから時あつて来り臨^まんで、其^{その}村人どもの生活を幸福にして還^{かえ}る靈物^{れいもつ}を意味して居た。(折口信夫「国文学の発生」より)

「まれびと」とは、「まれに来る人」の意味で、「まろうど(客人)」である。村の外という、村人にとって(あちら側)にあたる、知らない世界からやってくる「まれびと」は、何か大事なことを人々に伝えに来る存在としてとらえられた。

[次ページへつづく]

ホームへ

書名入る

< 第1編第4章 国際社会に生きる日本人としての自覚 >

1節 日本の精神風土 >

2節 仏教と日本の思想形成 >

3節 儒教と日本の思想形成 >

4節 国学の思想 >

5節 庶民の思想 >

6節 西洋思想と日本の近代化 >

7節 現代日本における生き方の自覚

202ページ 読み上げ音声59 (p.202~204) →別紙 3-1

202ページ デジタル原典資料 (第1編第4章7節1) →別紙 26-1

202ページ 思考問題セレクション 倫理 vol.14 →別紙 26-2

205ページ 読み上げ音声60 (p.205) →別紙 3-1

書名入る > 第1編第4章 国際社会に生きる日本人としての自覚



デジタル原典資料

第1編 | 第4章 | 7節 | 1 戦後思想の動向

→教科書 p.202

天皇制と無責任の体系

支配層の日常的モラルを規定しているものが抽象的法意識でも内面的な罪の意識でも、民衆の公僕観念でもなく、このような具体的感覚的な天皇への親近感である結果は、そこに自己の利益を天皇のそれと同一化し、自己の反対者を直ちに天皇に対する侵害者と看做す傾向が自から胚胎するのは当然である。……

天皇はそれ自身究極的価値の実体であるという場合、天皇は前述した通り決して無よりの価値の創造者なのではなかった。天皇は万世一系の皇統を承け、皇祖皇宗の遺訓によって統治する。……かくて天皇も亦、無限の古にさかのぼる伝統の権威を背後に負っているのである。……天皇を中心とし、それからのさまざまな距離に於て万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば、その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は、縦軸の無限性(天壤無窮の皇運)によって担保されているのである。……

中心の実体からの距離が価値の規準になるという国内的論理を世界に向って拡大するとき、そこに「万邦各々其の所をえしめる」という世界政策が生れる。……日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあったのである。
(丸山眞男「超国家主義の論理と真理」より)

天皇とは、その存在が価値を創造するから尊いのではなく、「万世一系」という伝統を背景にもっているから価値があるとされる存在であり、その天皇との距離によってものごとが判断される近代日本のあり方が、主体的責任意識に欠ける「無責任の体系」を生み出したことを、丸山は批判する。

vol.

14

思考問題セレクション 倫理

問題編

→教科書 p.202

次の資料は、明治時代以後の日本の国家体制について論じた丸山真男の論文の一部である。資料中の [a] ・ [b] に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

資料

ヨーロッパ近代国家は、カール・シュミットがいうように、中性国家(Ein neutraler Staat)たることに一つの大きな特色がある。換言すれば、それは真理とか道徳とかの内容的価値に関して中立的立場をとり、そうした価値の選択と判断はもっぱら他の社会的集団(例えば教会)乃至は個人の良心に委ね、国家主権の基礎をば、かかる内容的価値から捨象された純粋に形式的な法機構の上に置いているのである。近代国家は周知の如く宗教改革につづく十六、十七世紀に亘る長い間の宗教戦争の真只中から成長した。信仰と神学をめぐっての熾しない闘争はやがて各宗派をして自らの信条の政治的貫徹を断念せしめ、他方王権神授説をふりかざして自己の支配の内容的正当性を独占しようとした絶対君主も熾烈な抵抗に面して漸次その支配根拠を公的秩序の保持という外面的なものに移行せしめるの止むなきに至った。……

ところが日本は明治以後の近代国家の形成過程に於て嘗てこのような国家主権の技術的、中立的性格を表明しようとしなかった。その結果、日本の国家主権は [a] 的価値の実体たることにどこまでも自己の支配根拠を置こうとした。そうして是に対して内面的世界の支配を主張する教會的勢力は存在しなかった。……やがて自由民権運動が華々しく台頭したが、この民権論と……在朝者*との抗争は、真理や正義の内容的価値の決定を争ったのではなく、……もっぱら個人乃至国民の外部的活動の範囲と境界をめぐっての争いであった。……かくしてこの抗争を通じて個人自由は遂に良心に媒介されることなく、従って国家権力は自らの [b] 的妥当性を意識するに至らなかった。そうして、第一回帝国議会の招集を目前に控えて教育勅語が發布されたことは、日本国家が倫理的実体として価値内容の独占的決定者たることの公然たる宣言であったといっている。

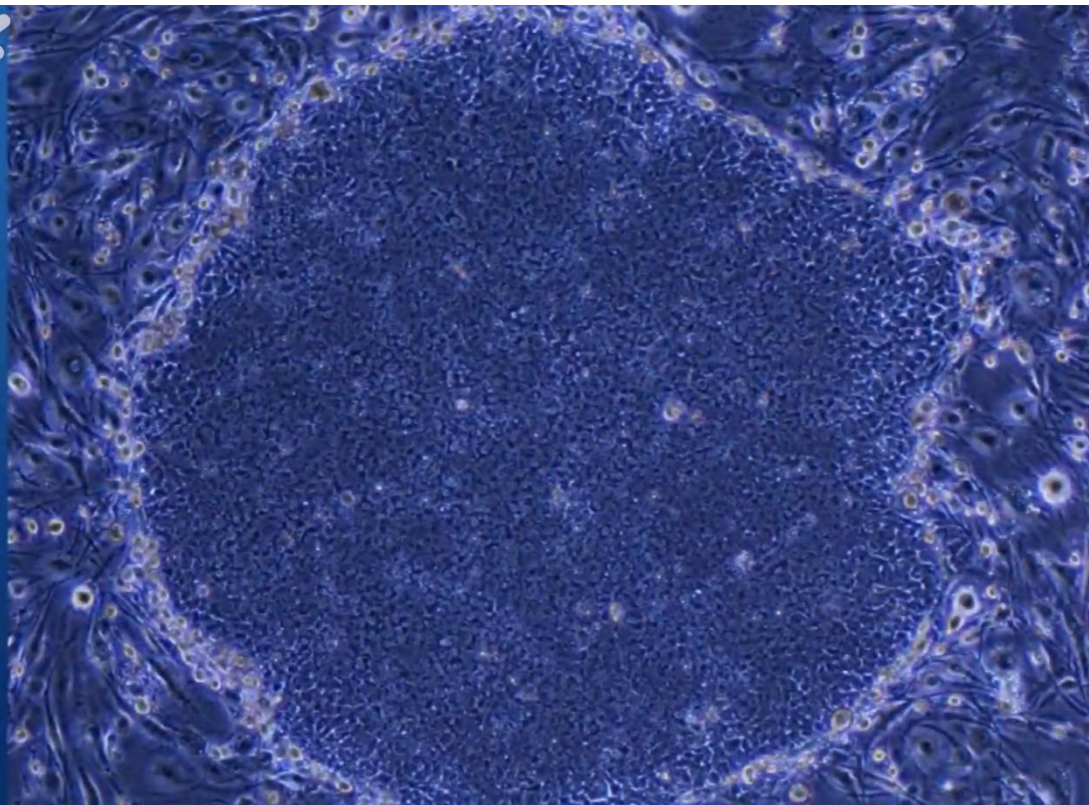
(丸山真男「超国家主義の論理と心理」より)

*在朝者：朝廷に仕える者、官職についている者。

- ① a 内容 b 内容
 ② a 内容 b 形式
 ③ a 形式 b 内容
 ④ a 形式 b 形式

ホームへ		書名入る	
第2編 現代の諸課題と倫理			
第2編 現代の諸課題と倫理			
書名入る > 第2編 現代の諸課題と倫理			
-	読み上げ音声 (第2編)		→別紙 3-1
210ページ	読み上げ音声61 (p.210~214)		→別紙 3-1
210ページ	導入映像 遺伝子に関する研究		→別紙 27-1
210ページ	思考問題セクション 倫理 vol.15		→別紙 27-2
215ページ	読み上げ音声62 (p.215~220)		→別紙 3-1
215ページ	導入映像 地球温暖化とその影響		→別紙 27-3
215ページ	デジタル原典資料 (第2編2節)		→別紙 27-4
215ページ	持続可能な開発目標 (SDGs)		→別紙 27-5
215ページ	思考問題セクション 倫理 vol.16		→別紙 27-6
221ページ	読み上げ音声63 (p.221~225)		→別紙 3-1
221ページ	導入映像 科学技術の発展と課題		→別紙 27-7
226ページ	読み上げ音声64 (p.226~229)		→別紙 3-1
226ページ	導入映像 合理的配慮とは		→別紙 27-8
226ページ	思考問題セクション 倫理 vol.17		→別紙 27-9
230ページ	読み上げ音声65 (p.230~233)		→別紙 3-1
230ページ	導入映像 外国にルーツをもつ子どもの悩み		→別紙 27-10
230ページ	デジタル原典資料 (第2編5節)		→別紙 27-11
234ページ	読み上げ音声66 (p.234~238)		→別紙 3-1
234ページ	導入映像 ロシアのウクライナ侵攻と難民		→別紙 27-12

NHK



次の資料は、日本の臓器移植法の引用であり、移植のための臓器摘出ができる条件について規定している部分である。この資料に照らして、脳死した者から移植のための臓器摘出が可能である事例を後のア～ウから選んだ場合、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

資料 臓器移植法(臓器の移植に関する法律)

第6条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

- 1 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。
- 2 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

ア 本人が臓器を提供する意思のあることを書面により表示しているものの、遺族が移植のための臓器摘出について拒否している場合。

イ 本人が臓器を提供する意思はないことを書面により表示しているものの、遺族が移植のための臓器摘出について書面で承諾している場合。

ウ 本人の臓器提供についての意思は不明であるものの、遺族が移植のための臓器摘出について書面で承諾している場合。

- ① アとイとウ
- ② アとイ
- ③ アとウ
- ④ イとウ
- ⑤ ア
- ⑥ イ
- ⑦ ウ
- ⑧ 可能である例はない



デジタル原典資料

第2編 | 2節 | 自然

→教科書 p.215

沈黙の春

かつて、アメリカ内陸の奥深くに町があり、そこでは生命あるものすべてが周囲の環境と調和を保って暮らしていた。……

ところが、奇妙な疫病が地域にしのび寄り、すべてが変わりはじめた。まるで邪悪な呪いにかかったようであった。謎の病が鶏たちをおそった。牛たちや羊たちが病気にかかって死んだ。死の影がいたるところにあった。農夫たちは、家族のあいだに広まっている病気についての話でもちきりだった。町では医者たちが、見たこともない病気にかかった患者たちを前にして、困惑を深めていた。原因不明の突然死が、大人だけでなく子どもたちもおそった。遊んでいるときに突然倒れて、ほんの数時間の内に死にいたるのだ。

あたりは奇妙な静寂に包まれていた。例えば、鳥たちはどこにいったのだろうか。人々はみなそのことについて話をし、とまどい、動揺していた。裏庭の餌台に鳥の姿はなかった。鳥を見かけることがあっても瀕死の状態で、はげしく震えて、飛ぶことができなかった。何の鳴き声もしない、沈黙の春だった。

(カーソン『沈黙の春』より)

カーソンは1962年に発行したこの著書で、当時はあまり知られていなかったDDTをはじめとする殺虫剤や農業が生態系におよぼす影響を、人々に伝えた。この著書はアメリカのみならず世界に影響をあたえ、環境保護の潮流が生まれるきっかけの一つとなった。

SDGsとは



SDGsってなんだろう >

現在、食品関連の事業者による食品ロスの削減に向けた取組みが推進されており、食品ロスの削減効果を確認するための研究も行われている。次の文章は、飲食店(外食産業)における食品ロス削減効果を確認するために実施された**研究調査の内容と結果**を説明したものである。**研究調査の内容と結果**中の□a～□cに当てはまる記述や語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

研究調査の内容と結果

- ◆この調査は、行動経済学の概念である「ナッジ」に注目し、飲食店において、「ナッジ」を活用した実証実験を行うことにより、店舗から発生する食品ロス量の削減効果を確認するために実施されたものである。「ナッジ」とは、ちょっとした仕掛けにより人の行動変容を促す手法である。
- ◆調査は、横浜市内の「カジュアルに利用する店舗」を対象として実施した。調査の流れは、次の(1)～(4)の通り。
 - (1) 現況調査：どのようなものが食品ロスとして発生しているかを把握するため、通常時の食品ロス量の計量を実施。
 - (2) 介入案の検討：現況調査の結果を踏まえ、ふさわしいナッジ介入案を店舗と協議しつつ検討。
 - (3) ナッジ介入：3種類のナッジ介入を行った際の食品ロス量の計量を実施。
 - (4) 分析・考察：ナッジ介入時の結果について、さまざまな視点から分析・考察。
- ◆現況調査の結果、この店舗ではライスの^{ざんき}残渣量(食べ残しの量)が多いことが分かったため、主にライスに焦点を当て、以下の介入①～介入③の3種類の対策を実施した。
 - 介入① ライスのサイズを選択することを基本としつつ、メニュー表にシールを貼付し、量のたまかな目安がわかるようにする。
 - 介入② 子ども向けのインセンティブによる完食を促す仕組みとして、完食時には表彰状を読み上げつつ授与し、お菓子のつかみ取りに挑戦できるようにする。
 - 介入③ 食べきりと食の大切さを内容とするマンガを作成するとともに、マンガに描かれたピック(目印)と同じものを実際の料理にも添え、マンガの内容と実際の料理との関係を印象づける。





前編



CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES

Preamble

The States Parties to the present Convention,

(a) Recalling the principles enshrined in the Charter of the United Nations which recognize the inherent dignity and worth and the equal and inalienable rights of all members of the human family as the foundation of freedom, justice and peace in the world,

(b) Recognizing that the United Nations, in the Universal Declaration of Human Rights and in the International Covenant on Human Rights, has proclaimed and affirmed that everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth therein,

(c) Reaffirming the universality, indivisibility, interdependence and interrelatedness of all human rights and fundamental freedoms and the need for persons with disabilities to be guaranteed their full enjoyment without discrimination,

(d) Reaffirming the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, the Convention on the Rights of the Child, the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, the Convention on the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, and the Convention on the Rights of the Child, and the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families,

(e) Recognizing that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others,

(f) Recognizing the importance of the principles and policy guidelines contained in the World Programme of Action concerning Disabled Persons and in the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities in advancing the promotion, formulation and evaluation of the policies, plans, programmes and



vol.

17

思考問題セクション 倫理

問題編

→教科書 p.226

国連総会が採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)について、これが環境問題だけに関わるものではないことを知ったAさん・Bさん・Cさんは、それまでの自らのライフスタイルを反省し、SDGsの目標達成を意識した身近な取組みを始めた。次のAさん・Bさん・Cさんの最近の行動は、SDGsの17の目標のうち、どの目標達成を最も意識したものと考えられるか。その組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

Aさん：発展途上国から輸入された商品を購入する際、それまではとにかく安く購入することばかりを追求してきたが、最近は、価格が多少は高くても発展途上国の生産者が自立できるような適正な価格で輸入された商品を購入するようになった。

Bさん：それまでは店頭で目についた食品を無計画に購入していたが、賞味期限切れになって廃棄するものも多く生じていたことから、最近は計画的な食品購入を心がけ食品ロスを極力減らすようにした。

Cさん：家事や育児は女性の仕事であり、男性である自分は家事や育児ではなく家庭の外で仕事をしてお金を稼ぐことが役割だと考えていたが、最近は考えを改め、家事や育児にも積極的に参加している。

	①	②	③	④
Aさん	1 貧困をなくそう 	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
Bさん	2 飢餓をゼロに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	2 飢餓をゼロに 
Cさん	5 ジェンダー平等を実現しよう 	4 質の高い教育をみんなに 	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 





デジタル原典資料

第2編 | 5節

文化と宗教

→教科書 p.230

異文化を表象すること

私が試みたのは、人間の経験に関する諸問題について論じるのにふさわしい、つぎのような一連の疑問を提起することであった。どうすれば異なる文化を表象できるのか。異なる文化とは何か。明確に区別される文化(または人種、宗教、文明)という概念は、有意義なものなのか。それとも、それはつねに、(自分自身の文化を論じる際は)自己満悦か、(「異なる」文化を論じる際は)敵意と攻撃かのどちらかに関連するものなのか。文化的・宗教的・人種的差異は、社会—経済的な範疇や政治—歴史的な範疇よりも重要なものなのか。観念はどうやって権威や、「正常性」という地位や、「当然の」真実という地位を獲得するのか。知識人の役割とは何か。知識人は自分が所属する文化や国家の正当性を立証するために存在するのか。知識人は独立した批判意識、対立的な批判意識にどのような重要性を与えるべきか。(サイド『オリエンタリズム』より)

サイドは、西洋が東洋をとらえる際の偏った思考・言説の様式を「オリエンタリズム」とよび、そのような知のあり方が植民地主義を生んできたと批判した。さらに、文化の差異を本質主義的にとらえる考え方や、「異なる」文化を表象することそのものに対して、批判的なまなざしを向けるとともに、知識人による批判的言論の重要性を説いている。

